

随意契約（業者選定）理由書

担 当 課	住宅水道課	
契 約 案 件 名	谷津田取水場 門扉修繕工事	
案 件 の 概 要	門扉修繕工事 一式	
履 行 期 間	令和7年1月17日から令和7年3月31日限り	
契 約 日	令和7年1月17日	
契 約 金 額	5,610,000 円	
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>谷津田取水場門扉の開閉が不可能になってしまい施設の施錠が不十分となった。取水施設の維持管理及び安全面を保つため緊急修繕を要し、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、随意契約とした。</p>	
根 拠 法 令 該 当 条 項	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	
契 約 の 相 手 方	商号・名称	株式会社泉田組
	所 在 地	福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目 17-1